

第十三回 参議院地方行政委員会會議録第三十七号

昭和二十七年五月二十二日(木曜日)午
前十一時十五分開会

委員の異動

五月二十一日委員愛知揆一君辭任につ
き、その補欠として宮田重文君を議長
において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 西郷吉之助君
委員 岩沢 忠恭君
石村 幸作君
高橋進太郎君
宮田 重文君
岡本 愛祐君
若木 勝蔵君
原 虎一君

政府委員

國務大臣 岡野 清豪君
地方自治
政務次官 藤野 繁雄君
地方自治
財政課長 奥野 誠亮君
地方自治
公務員課長 佐久間 賢君
労働省
事務局 賀来才二郎君
常任委員 福永一一郎君
常任委員 武井 群剛君
常任委員 会専門員
会専門員 会専門員

本日の會議に付した事件

○地方公務員法の一部を改正する法律
案(内閣提出・衆議院送付)
○地方財政平衡交付金法の一部を改正
する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(西郷吉之助君) 只今より委
員会を開会いたします。

本日は地方公務員法の一部を改正す
る法律案並びに地方財政平衡交付金法
の一部を改正する法律案について質疑
を続行いたします。

最初に地方公務員法の一部を改正す
る法律案につきまして質疑をお願いい
たします。昨日藤野政務次官より
衆議院の修正点について一応の御説明
がございましたが、本日更に佐久間公
務員課長よりそれについて説明をして
頂きます。佐久間公務員課長。

○政府委員(佐久間賢君) 衆議院にお
きまして五月二十日に修正をいたされ
たのでございますが、この修正されま
した点を御説明申し上げますと、

第一点は第七條第四項の一部、第七
條第四項の規定は前段と後段と分れてお
りますが、前段のほうは現在あります
規定を、その後段のほうは公平委員会
が人事委員会に事務を委託することが
できる途を開きました点についてでござ
います。で、政府原案におきましては

「当該都道府県の人事委員会に公平委
員会の事務を委託することができ、」
となつておるのを、「他の地方公共団
体の人事委員会に委託して公平委員会
の事務を処理することができ、」とい
うふうになつたのでござ

います。で、その理由として私ども伺
いましたところは、政府原案におきま
しては、公平委員会を置く地方公共団
体が、現在全国で私どもの調査により
ますと約三百余りの町村が公平委員会

を置くことになつておりますが、置い
ておられないという町村が置き
やすいようにいたさうという趣旨が、
この公平委員会の委託の制度で、そう
いうふうになつたのでござ

います。その際
に原案におきましては、地方公共団体
が都道府県の人事委員会に委託をする
という事になつておつたのでござ

います。それは都道府県の人事委員会
が十分公平事務につきましてもその事
務に對する技術的な援助ということも
都道府県の一つの考案でありま

す。で、原案におきましては将来都道府
県の人事委員会に委託をできるようにい
たしておつたわけでありま

す。それにつ
きまして、衆議院の委員会での御意
見によりま

す。何れも都道府県の人事
委員会に限るべきものではないではな
いか。今度の改正案で人事委員会は人
口十五万以上の市が置くことになるわ

けであるけれども、人口十五万以上の
市が人事委員会を置きました場合には
相当な能力を持つておるわけでありま

す。その市が人事委員会に委託す
ることが当該地方公共団体にとりまし
ては便利の場合もあるであろう、殊に
県庁所在地が非常に遠いような場合に
は、わざわざ県庁所在地まで行くのも
大変ではないか。そのすぐ近くに市の
人事委員会があるならば、その市の人
事委員会に委託するのに向差支えな
いではないか。そういうような御議論
がござ

います。市、
県」というのを、「他の地方公共団
体」に修正をいたしまして市の人事委
員会にも委託することができるとい
うふうになつたのでござ

います。それ
に關連をいたしまして、第九條
第九項につきまして修正がなされたの
でござ

います。第九條第九項は、人事
委員会、公平委員会の委員の兼職禁止
に關する規定でござ

います。で、そ
の場合に今の第七條第四項の規定によ
りまして公平委員会の事務の委託を受け
た地方公共団体の人事委員会の委員に
つきましては、その人事委員会に公平
委員会の事務を委託をいたしました地
方公共団体の地方公務員はなれない、
そういうふうな趣旨のことでござ

います。これは第七條第四項が修正にな
りましたので、当然それに關連いたしま
して修正になるべきものでござ

います。ただ、多少字句の問題でござ
います。第九條第九項の「都道府県」と
いうのが「地方公共団体」に直ります
ことは当然でござ

います。その下の
「当該都道府県」というのを「他の地方
公共団体」というふうになつたのは御
修正になつたわけではござ

います。無論これ
で読めなれないとは思ひますが、
「当該地方公共団体」というのが読み
やすかつたのではなからうかという感じ
を持つております。意味はさうい

うな意味でありまして、わかりやすく例
を挙げて申しますと、或る町村が公平
委員会の事務を或る市の人事委員会に
委託をいたしましたとい

ふ。その市の地
方公務員の職と兼職ができないことは
言うまでもござ

いません。その市に
公平委員会の事務を委託をいたしまし
た村の地方公務員の職とも兼職ができ
ない、こういう趣旨になるわけござ
います。

○若木勝蔵君 この修正案につきまし
て一つ質問したいのでありますが、そ
ういたしますと、この第七條の
第四項におきまして、当該都道府県の
人事委員会に委託すること、これ
はもうなくなるわけなんですか。た
だ他の地方公共団体のみに委託する
ということになるんですか。その点を伺
いた

い。○政府委員(佐久間賢君) 他の地方公
共団体でござ

います。から、当該都道府
県も含まれるのでござ

います。○若木勝蔵君 全部を網羅するとい
うことになるわけですか。

○政府委員(佐久間賢君) そうでござ
います。○若木勝蔵君 範圍を拡げてすね、
当該都道府県の場合には、この市町村の
行政に對してどちらかというと言

るのでありますが、その点どんなもの
でしょうか。

○政府委員(佐久間重雄) この点は今
度初めて制度が、この改正案が成立し
たしますとできることになりますので、
で、実施をしてみませんか、どうかわ
からないと思いますが……。

○若木勝蔵君 私は今申し上げました通
り、こういうものを実際に置いてもこ
れは全然実効は伴わないものになりは
しないかと思うのであります。結局そ
ういうところに頼んでみたけれども処
置がつかぬ、更にこれを都道府県の人
事委員会に委託するというふうな形が
とられるのではないかと。そういうふう
なことと思うのでありますけれども、
まあ新しいことではありますから、や
つて見ないことにはわからぬのであり
ますが、そういう見通しが私にはあ
るので、それであらういふ質問をし
たのであります。それだけです、私の
それに対する質問は……。

○委員長(西郷吉之助君) 他に御質疑
ございませんか。

○原虎一君 この現行法の附則第二十
一項の關係はどういうふうになつてお
りますか。

○政府委員(佐久間重雄) 現行法の附
則第二項におきましては、人事委員会
又は公平委員会の設置期限を指定をい
たしてあるわけでございます。従いま
して、この法律通りに実施されてお
りますならば、現在全国すべての町村に
人事委員会又は公平委員会が置かれて
おるわけになるわけですが、先
ほど申し上げましたように、町村の中には、
法律で置く建前になつておりましたが、
現実はまだ公平委員会を設置をいたし
ておらない所があるのでございます。

○原虎一君 私のお聞きしたいのは、
二項ではなくして、二十一項のいわゆ
る単純な業務に対する問題はどうか
て行くのですか。この点を伺ひして
おるわけです。

○政府委員(佐久間重雄) 附則二十一
項の単純な業務の問題につきましては、
は、政府におきまして成るべく速や
かに成案を得まして、国会の御審議を
願おうというところで、私どものほうと
労働省と話し合ひをいたしているの
でございますが、現在まだ成案を得てお
らないのでございます。併し研究をす
つと続けておまして、まあできるだけ
早く成案を得たいということをやつて
おる次第でございます。

○原虎一君 この問題は大臣の御出席
を願うと同時に、それから労働大臣若
しくは労政局長の御出席を願つて明確
にしたいと思ひますから、次回まで質
問を留保願ひます。

○委員長(西郷吉之助君) 他に御質疑
ございませんか、本法について。

○若木勝蔵君 第九條の十二項になり
ますか、この「第三十條から第三十八
條までの規定は、常勤の人事委員会の
委員の服務に、第三十條から第三十四
條まで」云々というありますが、ここ
で非常勤の委員に対してこの三十五
條の適用を除外したところの理由を伺
いたいのです。三十五條はいわゆる職務
に専念するところの義務になつてお
るわけですが、そうしますと、こ
れを非常勤の委員から削除したと
いふことは、非常勤の委員は職務に専
念するところの義務がないというふう
にも私はとれるのであります。非常
勤のこの委員こそ、こういう点をばつ
きりしておかなければ義務を怠るのじ

やないか、こういうふうに考えるの
ですが、これを削除した理由を伺いた
いのであります。

○政府委員(佐久間重雄) お答えしま
す。第三十五條の規定を非常勤の委員
の服務に適用したておりません。の
は、只今御質問のございましたように
職務に専念しないといふのだという趣
旨ではないわけでございます。で、三
十五條の規定は、本来、勤務時間に拘
束をされております一般職の職員に対
する服務の規定であるわけではござい
ます。人事委員会及び公平委員会の委員
は特別職でありますので、本来である
ならば公務員法の服務の規定を当然に
は適用にならないわけであるのであり
ます。ただ現行法におきまして、人
事委員会の委員の服務につきましては
は、特にその職務の性質に鑑みまして
準用の規定を置いておるわけではござ
います。それが、それにいたしましたも、非常
勤の委員につきましては、三十五條のよ
うにこの勤務時間を前提としたしまし
た職務専念義務を適用することは、適
当であるまいということであつたわけ
でございます。これによつて職務に
専念しなかつていいのだということは、
むしろ出て来ないかと私は考へておるの
でございます。

○若木勝蔵君 勤務時間を限定してお
ることを前提にしておるのが三十五條
であるとすれば、そういうふうな方面
から……。

○政府委員(佐久間重雄) 勤務時間
と申しましたのは、やはり一般職員に
つきましての午前何時から午後何時ま
でという勤務時間を考へて申上げたわ
けでございます。むしろこの非常勤
の委員が、週に何回か委員会がありま

す際に出席いたしましたして、その時間中
職務に専念しなければならぬという
ことは、これは当然のことだと存じて
おります。

○委員長(西郷吉之助君) 他に御質疑
はございませんか。

○若木勝蔵君 先ほどの原委員の御質
問の点につきましては質問を持ってお
したのでありますけれども、やはり關係
大臣がおいでになつたときにお聞きす
るのが適當だと思ひのであります。そ
れまで保留いたすことになりましたの
で、私は他に二、三お聞きしたいの
は、このいわゆる三十六條の政治行為
の制限であります。これはまあ關係
大臣がおいでになつたほうがいいだろ
うと思ひますけれども、事務当局の方
面から見ましてどういふふうに考へら
れるかということ伺ひたいのであり
ます。これは前のいわゆる地方公務員
法が制定される場合に非常に問題にな
つたところであるのでありますけれども、
まあ先般の知事選挙の場合にこれ
が適用されたということになるわけ
であります。非常にこれは選挙の状況
から見て、日本のいわゆる民主化の面
から考へて、それを後退せしむること
の大きな基になるのではないかと
ふに思ひますのであります。實際にお
いて事務当局としてこの問題を取扱
ひまして、先般の選挙から考へて見てど
ういふふうにお考へになるか、これを
伺ひたいのであります。

○政府委員(佐久間重雄) 只今の御質
問につきましては、私の立場からお答
え申上げるとは、この事務当局の所
管という御質問でございますが、それ
にいたしましては適當ではないかと思

いますので、差控へさせて頂きたいと
思ひます。

○委員長(西郷吉之助君) 若木君に
申し上げますが今の点は次回に大臣
に……。

○若木勝蔵君 了承いたしました。

○政府委員(佐久間重雄) 単純な業務
の問題につきましては、私どもとい
たしましては、附則二十項の公営企業に
従事する職員のいわゆる公営企業労働
關係法の問題と関連をして、これまで
研究をいたして参つたのでございま
す。それで、公営企業労働關係法案は
只今衆議院のほうで御審議頂いてお
るわけでございますが、私どもの研究の
順序といたしましては、公営企業労働
關係法案を先ず成案を得まして、それ
と他の一般職員との關係、特に國家公
務員の單純労働者との関連等も考へ合
せまして、追つて成案を得るようにな
さう、こういうふうな考へ方であり
ます。なお附則二十一項の關係と申し
ます。公営企業労働關係法の制定によ
りまして、公営企業に從事いたして
おる單純労働者につきましては、公営
企業労働關係法が成立いたしますと、
そのほうで解決が付くことになつて思
ひます。それ以外の單純労働者につ
いての取扱ひを研究いたしておるの
でございます。研究の考へ方といたし
ましては、地方公営企業労働關係法と

の関連、一般職員、特に国家公務員の
単純労働者との関連、そういうような
ことを主な問題点といたしまして只今
研究をいたしております。

○若木勝蔵君 いわゆる単純労働者で
ありまして、この職員は、この事務に
雇用されるところの職員は、私は地方
行政の担当者であるところの一般の職
員と同様に見るべき筋合いのものでな
いと、こういうふうな考えをしておるの
でありますけれども、只今の御答弁で
は、そうではないに、やはり一般職の
公務員に近いような考え方で研究され
ておるようでありまして、この点は一
般職と違つて、本當にいわゆる労働者
なんですから、いわゆる労働組合の
保護を受けるとか、或いは政治行為の
制限を受けるとか、他の職員と全く別個
の立場から考えるべきじゃないかと、
こういうふうな思ふのであります。こ
ういふことについては事務当局とし
ては全然御研究がないか。それにつ
いて伺いたいと思ひます。

○政府委員(佐久間重吉) 先ほど、一
般職員、特に国家公務員の単純労働者
との関連というのを申上げました
のは、一般職員、特に行政権の行使に
當つております職員とやはりどうい
う点で違つた特別の扱いをすべきであ
るかというのを問題としております。こ
とも合せて申上げたつもりでございます
として、御指摘のような点は十分研究の
対象として取上げておる次第でござい
ます。

○委員長(西郷吉之助君) ほかに御質
疑はございませんか。先ほど原、若木
西君よりの質疑に対して、岡野国務大
臣、労働大臣に出席を今問合せており

ます。できれば今出て来てもらいたい
と思つております。問合せ中でござい
ます。

他に御質疑ございませんか。

○委員長(西郷吉之助君) この際、質
疑がなければ、前日に引續いて平衡交
付金のほうの質疑をいたしたいと思ひ
ますが、如何いたしますか。若し大臣
の御出席があれば、公務員法に反しま
して、その間、平衡交付金のほうの質
疑を続行いたします。

○若木勝蔵君 この第二十条の二の関
係になるのであります。これは市町
村にとつてはなかなか手痛いところの
法文になると私は思ふのであります。こ
れども、実際において今までいゝゆる
ここに書いてあるところの義務的な内
容とか規模というふうなことを事実上
意つて、そういうふうなやりなかつた
というふうな例とか、或いはその他の
例で、相当これはこの法文で以て
規制しなければならぬような事実が
あつたかどうか。これを伺いたいので
あります。

で、補助金の弊害を避けながら、なお且
つ国が要請するような行政を地方にお
いて行われるようにいたしますために
は、それらの内容を法令によつて義務
付けられようというふうな場合、こ
ういふ考え方を持たせておきたいに、こ
の規定を設けたわけでございます。こ
法律で義務付けられながら、なお且
つ実施しないというふうな場合は、先
ずかないと考へております。従つて補助
金を廃止いたしましても、国が要請す
るような行政をやつてもらいたいなら
ば、そのようなことを八千万国民の代
表である国会の議決を経て要請すれば
よろしいじゃないか、その態度を以て
この法律の中で規定しようとしておる
わけでありまして。

○岡本愛祐君 御質問がもうすでに
出ているならばその旨おしやつて頂
いて、私の質問にお答え願わなくて
いいのですが、若し今までなかつたなら
ば、お答え願つておきたいと思ひので
す。

それは第十二条におきまして、測定
単位及び単位費用の問題、これを今度
変えられたのであります。従来どう
いうところが工合が悪かつたので、こ
ういふふうに変えたかというのを、こ
少し詳細に御説明願つておきたいと思
ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 測定単位を
変えまして面について申上げて見たい
と思ひます。厚生労働費につきまして
は、経過的に、地方財政委員会規則
で、従来補助金を出しておりましたよ
うな行政につきましては、個々にそれ
ぞれの測定単位を定めることができる
ようにいたしておつたわけでありまし
るけれども、それらはすでに二年も経

過したことでございますので、道府県
の厚生労働費について、社会福祉費で
は人口、衛生費では人口だけで測定
いたすようにいたしておるわけござい
ます。これは本来の交付金制度の趣旨
に従つて改めたわけでありまして、こ
れども、なお経過的に、社会福祉費の生
活保護費の面におきましては、被保護
者数を附則でやはり測定単位に当分の
間使うというふうなことにいたしてお
す。これにつきましてもいろいろ問題
はあるわけでありまして、問題
の多くのものを全部やめてしまひまし
て、ただ経過的に、生活保護費の面だ
けを、生活保護法による被保護者をや
はり使おうとしたしております。又衛
生費の面につきましては、これもた
さんあつたものをやめたのであります
が、ただ保健所の費用を測定いたしま
すために、二十七年に限りまして保
健所を測定単位に使用したいとしてお
ります。これは二十七年に限りであ
りますので、将来はやはり人口によ
つて測定するということになつて参
ると思ひます。どういふ意味でそ
ういふふうな特定のものを使うことが
欠陥があるかということ、保健所に
ついて申上げて見ますと、現在まで財
政がよくなかつたために、保健所をた
くさん作りたけれども、実際は保健
所の数は非常に少い、そういう団体
は、今後保健行政をやはり伸ばして行
かなければならぬのであります。こ
れども、現実の保健所数を測定単位に
とられたのでは、やはり伸ばすべき保
健行政に必要な財源というものは手
えられないということになつてしま
うわけでありまして。そういう意味で、や
はり人口に依りまして、もとより人口の

種別によつては補正もしなければなり
ませんが、それによつて保健所の費用
が得られるようにして行かなければな
らない。それでは、交付金制度
の狙つております平衡化の理想とい
うことは達せられないと思ひのであり
ます。併しながら従来保健所費用につ
きまして補助金が交付されておつた、言
い換へれば補助金を交付することに
よつて保健行政を或る程度高めよう
として来た、そういう考え方も持つて
おるわけでございますので、やはり経過
的には、保健所を設けておれば、それ
だけたくさん平衡交付金が交付される
結果になるといふことによつて、補助
金の持つておりました使命というもの
も、或る程度この交付金制度の中で
過的には続けるようにして行きたい
というふうな意味合いを以てしまして、
二十七年に限りまして保健所を測定
単位に使用したいというふうなことに
いたしておるわけでありまして、こ
れは両者の考え
方の妥協といひます。そういうこと
ろに基いておるわけでありまして。労働
費につきましては、新たに失業者数を恒
久的に取入れることにいたしてござ
います。これは、やはり労働費の中で大
きな部分を占めておりますのは失業
者対策事業費でありますので、失業
者数というものを恒久的に測定単位に
入れることにいたしたわけでありま
す。半面に工場、事業場労働者数と、
以前には工場、事業場労働者測定単位
に入れておつたわけでありまして、こ
れども、労働関係の費用を測定いたしま
すのに、工場、事業場労働者数と
をそれと切り離して測定いたしたの
では、正確な労働費の算定になりませ
んので、工場、事業場労働者数をとる

れども、一工場、事業場当りの労働者数が少なければ経費が割高になるといふことで、補正をしたいと考えておるのであります。両者の相関関係に基いて測定単位を使つて行きたいという考え方に基くものであります。これはあとで出て参ります。徴税費につきましても、同じような考え方の下に、納税義務者数と税額の二本建であります。併しなご、税額だけに測定単位を改める。併しなご、一納税義務者当りの税額が非常に多い場合には、その税額そのものを割高に補正して行きたいという考え方を持っておるわけでありませう。

次に、産業経済費の中で、林野行政費の測定単位を、民有林野の面積のほかに林業にかかるとる従業者数を用いておつたわけでありませうけれども、林野行政費の内容を考へて見ました場合に、面積だけで測定したほうが、却つて正確が得られるというふうに考へたわけでありませう。で、山林関係の従業者の中には、薪炭の製造者でありますとかいふ人、或いは兼業関係の人なんか非常に多いわけでありませう。従業者では正確を期せられないわけでありませう。これは農林省からも熱心な要望がございまして、農林省の意向に従つて面積だけで測定することに改めたわけでありませう。それから徴税費につきましても、税額だけで測定することにした理由は、只今申し上げました理由に基くものであります。

市町村の警察消防費のうちで、警察費は従来警察吏員数で測定しておつたわけでありませうけれども、警察吏員数は従前は政令で市町村ごとに定数を定めておつたわけでありませう。併しなご、その後警察吏員数は、市町村が任意に吏員数を定めることができるようになりまして、任意に定め得るものを測定単位にすることは適當ではないという考え方から、客観的な測定単位にいたしまして、人口に改めることにいたしましたわけでありませう。消防費につきましては、従前は家屋の床面積を採用いたしておつたわけでありませうけれども、家屋の床面積では、例えば戦災地でありませうと、一人当りの家屋の床面積が非常に少い。併しなご、パルク建等が多いために、却つて消防の必要というものは非常に多いわけでありませう。そういう不合理がございましてしたので、人口に改めることにいたしましたわけでありませう。

なお又、厚生労働費につきましても、先に府県の分について申し上げましたと大同小異の理由によつてこのように改めたわけでありませう。徴税費につきましても同様であります。大体測定単位について改めたのはそういうことでありませう。

なお単位費用を改めましてのは、それぞれその経費の内容を洗つて参りました場合、職員費につきましても、給与改訂が行われております。又旅費につきましても、運賃改訂等の結果、若干増額されて参つて来ております。或いは又他々の物件費につきましても、その後の物価の騰貴等から若干の値上りをしておりますので、それらの経費の算定を改めましての結果、おのずから単位費用も変つて参つたわけでありませう。

市町村側からそういう希望が出て、そしてその希望を取入れてこういうふうに変更になったのか、或いは希望の如何によらず、地方自治庁のほうで、

このほうが正しい、公平だというので、こういうふうになったのか。両者あると思いますが、どのほうが希望であり、それが希望でなくて自身でやられたのか、その点を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 私が先ほど申し上げましたのは、大体地方団体側なり各省なりからの希望に基いたものであります。ただ、希望に基かないと言ふと語弊がございませうけれども、厚生労働費につきましても、厚生省からは、もつとたくさん測定単位を従前通り使つて行きたい、補助金を交付されておつたようなものは、全部そのまま測定単位に使つて行きたいというふうなことがございまして、いろいろ話合をいたしましての結果、こういう線に希望がございませう。なお又特に、やはりこちらでございませう。例えは失業者数を労働費の測定単位の中に入れる、或いは警察費の測定単位を人口にするということにいたしました面につきましても、地方団体側の意向を徴しまして大体反対はないと考えておるわけでありませう。

○岡本愛祐君 先ほど御説明の厚生労働費の中の社会福祉費をとつて見ますと、人口のほかに、元は児童福祉施設の入所者数とか、被生活保護者数、一時保護所入所者定員数というふうな複雑な要素から測定単位になつておつたのですが、それを人口一点張りにするということが、何か美情にそぐわないような気がするのですが、そういうことはありませうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 先ほどちよつと申し上げましたように、附則の二項

におきまして、社会福祉費につきましても、人口と児童福祉施設入所者数と被生活保護者数、当分の間三本建で行くことにいたしております。先ほど児童福祉施設入所者数を申上げるのを落したようでありませう。やはり人口を使ひながら、人口の構成内容によつてこれを補正するといふようなやり方をしたほうがよろしいと思ひます。例えは児童福祉施設入所者数とか、被生活保護者数でありますとか、こういうものをそのまま測定単位に使つて参りますと、それらのところに経費を投ずれば投じただけ、たくさん基準財政需要額が測定されて来るということになりまして、非常に地方団体の行政を拘束することになつて来るだらうと思ひます。客観的に必要なるものはもとより測定する上によつて行かなければならい。人口の種別に応じまして補正をするということによつて、客観的に必要なものを測定することが可能だと思ひます。客観的に測定すればよろしいのであります。客観的に測定されればよろしいのであります。これを地方団体の行政費が多く測定される、こういうことは不合理であらう、かような考え方を持っておるわけでありませう。

○岡本愛祐君 まだ多少ありますけれども、岡野国務大臣が見えましたから、又あとにいたします。

○委員(西郷吉之助君) それでは岡野国務大臣がお見えになりましたから、先ほどの地方公務員法の御質疑に對しての答弁をお願いいたします。

○原虎一君 附則第二十一項にありする「第五十七條に規定する単純な労働に雇用される職員の身分取扱については、その職員に關して、同條の規定に基き、この法律に對する特例を定める法律が制定実施されるまでの間は、なお、従前の例による。」と、この附則第二十一項によつていわゆる単純労働に對する特例法ができなければならんと思ひますが、今度の改正にはこれは出ておりませう。その半面、地方公營企業体の労働関係法は出ておりませう。それからその公營企業体に屬する単純労働者は、その労働関係法はその法律によつて律せられますけれども、この附則第二十一項に基く単純労働者は依然として今まで同様な扱いを受けるわけでありませう。これがなぜ放任されておるかという点についてお伺ひしたいわけでありませう。

○岡本愛祐君 お答へ申し上げます。これも今岡公労法と同じく、地方公務員の労働法と同じように出したいと思ひまして、いろいろ労働省並びに自治庁方面で連絡をし研究しつつある次第でございませう。併しこれは同じような性質のものが國にございまして、そして國に屬しておるところの単純労働者に対する規定と、それから地方における単純労働者の規定との約合をとり、連絡をしなければならんといふことで、その連絡調整が十分まだできておりませうし、國のほうの分もできておりませうけれども、それでまだ行き悩んでおりますけれども、國の公務員の単純労働に屬するものと、それから地方の単純労働に屬するものと、これは併せて同じような方向並びに同じような形式で起案をしたいと、こう思つて、只今折角労働省と自治庁との間で研究中でございませう。

○岡本愛祐君 先ほど御説明の厚生労働費の中の社会福祉費をとつて見ますと、人口のほかに、元は児童福祉施設の入所者数とか、被生活保護者数、一時保護所入所者定員数というふうな複雑な要素から測定単位になつておつたのですが、それを人口一点張りにするということが、何か美情にそぐわないような気がするのですが、そういうことはありませうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 先ほどちよつと申し上げましたように、附則の二項におきまして、社会福祉費につきましても、人口と児童福祉施設入所者数と被生活保護者数、当分の間三本建で行くことにいたしております。先ほど児童福祉施設入所者数を申上げるのを落したようでありませう。やはり人口を使ひながら、人口の構成内容によつてこれを補正するといふようなやり方をしたほうがよろしいと思ひます。例えは児童福祉施設入所者数とか、被生活保護者数でありますとか、こういうものをそのまま測定単位に使つて参りますと、それらのところに経費を投ずれば投じただけ、たくさん基準財政需要額が測定されて来るということになりまして、非常に地方団体の行政を拘束することになつて来るだらうと思ひます。客観的に必要なるものはもとより測定する上によつて行かなければならい。人口の種別に応じまして補正をするということによつて、客観的に必要なものを測定することが可能だと思ひます。客観的に測定すればよろしいのであります。これを地方団体の行政費が多く測定される、こういうことは不合理であらう、かような考え方を持っておるわけでありませう。

○岡本愛祐君 まだ多少ありますけれども、岡野国務大臣が見えましたから、又あとにいたします。

ですから、国と地方自治体との関係が調整がとれないからというので、いつ

までも特例法が作られないということ
は、やはり基本法の精神を軽視する結
果になるのであります。私は国が困難
とするならば、困難なところはあとで
解決するとしても、地方自治体でなし
得る、私はなし得るのじやないかとい
うことを考えるわけですね。その点を
先程も岡野大臣の御説明は、国との関
係で出せない、地方自治体関係は大体
見通しがついたという、御答弁じやな
いけれども、そういうふうな受けとれ
る節があるわけですね。この点との関
係は、どうしても今の政府当局として
は、国と自治体と一度にやらなければ
ならないという、やらなければ非常な
混乱が来るとか困難があるというよう
な点がありますか。

○政府委員(賀来才二郎君) 実は御意
見御尤もでございます。我々といた
しまして、地方公務員法の附則では
すでに二十一項が国会の意思といたし
ましてああいうふうな修正がなされて
おる事実、及び同じ現業或いは単純労
務にいたしまして、国と地方公共団
体におきましては、ややそこに差もあ
り得ると考へるのであります。さよ
うな観点からいたしまして、漸次でき
得るものからやつて行くというふうな
ことも考へられるということは承知を
いたしております。研究をいたした
のであります。ところが一面、一昨々
日に行われました労働法関係の公聴会
におきまして、国有鉄道の吾孫子職員
局長も申されておりましたし、又これ
に類似した意見が我々事務局の間で
も論議されましたのは、この際に逐次
持つて行くということも必要かもしれ
ないが、併しなからさうなことをい
たしますと、一部々々の取扱のため

に全体の管理というものに影響もいろ
いろ考へられるし、この際に思い切つ
て政府といたしましては、以前のよう
に現業、或いは単純労務につきまして
は、いわゆる権力行使の任にありま
すものと、基本的な管理政策というも
のを考え直したかどうか。たとえて申
しますならば、権力行使の任にありま
すものは以前は本官という扱いをい
たしました。その他の現業等につきま
しては雇傭人というふうな扱い方、こ
の区別は可成り言葉はこれは適当では
ございませんけれども、併し以前には
そういう二つに分けてまして、雇傭人等
につきましては雇傭契約も私法的な扱
いをいたしましたような前例もあるわ
けでありますから、この際に、基本的
に申しますか、根本的に考え直した
かどうかという意見も我々事務局の
間にはあつたのであります。さうな
議論をいたしておりますうちに時間
切れになつた。従つて、とりあへず全
体の管理にも余り影響を与えないとい
う範囲において、言い換へますと、
経済性、企業性を持つており、且つ企
業体としての一体性があるかという範
囲でとりあへず取扱つたというのが経
過でございます。

○原虎一君 どうも例えは国の建設省
が特例法を作つて単純労働者の団体交
渉権等を認めるのが好ましくないか
ら、若し地方自治体にさういふことが
行われていけば、国の建設省ならば建
設省に影響があるから避けたいといふ
ようなことから、あつたかうだと理窟
をつけて、それでこの地方公務員法の
附則二十一項の精神が崩されていよう
な感じがするわけです。ここに附則
二十一項を付けたということは、例え

ば今度地方公営企業労働関係法ができ
まして、電車、バス等が罷業権は与え
られぬが交渉権は認めることになつて
おる。その同じ東京都に働いてゐる道
路の清掃人夫であるとか、こういうも
のは一般職公務員と同様に交渉権は認
められない。このような矛盾を建設省
関係じや納得しないからと、まあ
これは例ですが、それで放任されてお
いて、一方には破防法であるとか何と
かいようなものを作つて暴力行為を
取締る。もつとはつきり言いますれば
政府がやるということ、取締る場所
を作つて矯激なる運動を取締り得る
と考へるところに間違いがあるもので、や
はり当然なるものには当然なる権利を
与えるというところに政府が努力をしな
いで、さうして片方に矯激な運動があ
ればこれを抑えればよいのだというよ
うな、これでは国の治安というものは
完全にされることは考へられないわけ
です。さういふ私は大きな観点から考
へても、無理に一度きにしなければなら
ないことではないのです。それがやはり
国民に希望を手えるという、順次に自
由を手えて行くというところが必要な
ですから、漸次に権利を認めて行くこ
ういふことが必要なんです。さうい
う点が私はこのままでいいか。岡野大
臣の御説明によれば、次期国会には出
せるといふ自信をもつておやりになつ
ておるようであります。賀来局長の
御答弁だと来国会に解決つくやうにも
思えない。例えは来国会にも解決がつ
け得るといふ政府の意気込みでありま
すならば、労働三法改正問題、破防法
の問題の審議にも又精神的な影響があ
るわけであり。それもなしでやつ

て行くといふような点から考へます
と、誠に、私が今申しました基本的な
治安の問題、事が起きて来るものを、
爆発して来るものを取締ればいいので
なしに、起る前から、起る原因を除去
するといふ政治が行われていなければ
ならぬと思ふのです。さういふ観点か
らいたしますれば、これは一体、次期
国会には国のほうも出し得るのである
かどうか。この点はちよつと労働局長
にはお気の毒ですが、大臣が御出席な
いものですから伺うのですから、事務
的にはどういふ情勢であるか、それも
不可能なんです。

○政府委員(賀来才二郎君) 事務的な
立場から申しますと、只今原委員の
御指摘がありましたように、なるほど
建設省とは具体的に申しませんが、各
省の間で、再び団体交渉権等を手える
と、又以前のような交渉上の紛糾と申
しますか、問題がいろいろ起りはしな
いかという危惧の念は持たれた向きが
一時はあつたことは事実であります。
て、この点はさつぱらんに申上げて
いふと思ふのであります。併しなが
ら今度いよいよ企業性を持ちました現業
の範囲を公労法の適用内に持つて来ま
したときに、いろいろ打合せをいたし
ました結果、さうな危惧の念は、だん
だんと申しますか、今では殆んどなく
なつておる状態でございます。ただ問
題は、御承知のように公務員たるの身
分を排除するわけには参りません。従
つて国家公務員法の身分上の取扱につ
いての基本線は適用をしなければなら
ないものであります。と同時に、労働条
件につきましてはこれを団体交渉に移
すといふ二重の管理方式が加わります
ので、その点につきまして範圍をどう

いうふうにするか、実際の交渉方式を
どうするかといふふうな具体的な問題
に入りまして時間切れになつたような
状態でございまして、若しも政府に
おきまして来国会に出すという御方針
が決定になれば、事務局といたしま
してはその御決定に従つて全力を尽さ
なければならぬと考へております。
し、間に合わないといふほどの問題は
ないと、かように考へておる次第で
ございます。

○原虎一君 これは従いまして附則第
二十一項を速かに実現すべく政府に要
望するやうな決議も必要になつて来る
かと思ひます。今の御答弁等から考へ
ても、大臣を督促して行けば来国会に
間に合ふかどうかわからないといふやうなこ
とになりますから、労働大臣と、これ
はまあ一つ参考までに建設大臣と、これ
を次回にお呼び願つて、まだ審議期間
もございまして、もう一度確かめてみ
たいと思ひます。大体、自治庁のほう
の肚は決まつておるやうなふうにな
つていふと思ひます。併し、時間があ
りますればさう願ひたいと思ひます。

○委員長(西郷吉之助君) 今労働大臣
を督促しておりますが、どうしても何
か一つ法案の最終日ださうで、向うに
出ておりますから、次回にぜひ出るよ
うに申します。
○若木勝蔵君 今の原委員の御質問で
大分尽されたところはあります。あり
ますけれども、私も二三関連いたしま
して伺いたいと思ひます。結
局今の御答弁をいろいろ考へてみま
すと、私はいわゆる単純労働者の場合
は、全く行政とかんとかいふこと
に關係なしに、労務の提供といふこ
ろにあるのでありますので、無理にこ

れを地方公共団体に勤めておる者であるから公務員の性格を持たせるといふようなところに引っぱり込んであるところ、あれがあるのではないかと思うのであります。それで端的に言うならば、そういうふうな方面から切り離して、いわゆる自治庁関係ではなしに、全くこれは労働者というふうな立場に、労働者関係に移して、そういうふうな一体考えて行つたらどういふものか、こう思ふのであります。これにつきましても同様のことであります。

○国務大臣(岡野清素) お答え申し上げます。御説至極御尤もでございます。して、いろいろ我々としても研究しておるのでございますが、とにかく先程も申し上げましたように、まずもう一つ先に申し上げますことは、原委員の御説も至極御尤もでございます。できるだけ早くできた所からやつて行つたらいいじゃないかという、これも一つの考え方でございます。ただ私共が考えております根本精神としては、少くとも地方行政に携つておる公務員、それから国家の行政に携つておる公務員、それから国家公務員と、こう二種類あるのでございまして、大体、法の建前といたしましては、国家公務員というものを基礎におきまして、あらゆる法律がやはり国家公務員の例に倣つたり国家公務員の方角に物事を決めて行くといふのが、地方行政のまあ建前になつておりますから、そこで初めて国家公務員の行き方がどうなつていふかといふことがまず決まつてから、それから地方公務員のほうの建前を決めて行きたい。こういうことがまず根本の問題になつております。そこで只今まで地方の公

務員に対する単純労働の労働関係のことも踏まえておるわけでございまして。でございますから、お説のようなことも一つの考え方ではございまして、まだ研究の余地もある次第でございまして、よく根本の建前を捨てないようにして、この附則第二十一条の方針に添うてできるだけ早く単純労働者に対する労働範囲をきめて行きたい、こう考えております。それから又これは労働者の所管にすると地方自治庁の所管にするとか、これも又一つの問題点でございまして、これも又やはり研究材料の一つになつて研究しつつある次第でございまして。御了承願います。

○若木勝蔵君 私はそれが非常に長い間決定に至らない点は、そこにあるんじゃないかと思ふのでございまして、労働者の方面でもその点は十分お考えになつておるのでございまして、うか。

○政府委員(實業才二郎) 今まではあ御質問の御趣旨が主管争いというふうなことをやつたんじゃないかとおつしやつたんでないかと思ふのでございまして、さうなことはございませぬので、原則論といたしまして、先ほどよくと私が申し上げましたが、公務員たる身分にありまざる者の取扱につきまして、今は全体を公務員ということにし

て扱つておるのに対して、労働の実体からこの法の適用をいさ／＼差別をつけたらどうかという問題が出て参つておつたのであります。ところが占領期間中におきましては、この研究は、さうくばらんに申しますといろいろの支障がありまして、思い切つた研究はなされておりませぬし、更に又さういふ問題でなくとも、国家公務員法ができてからまだ三年幾ら、地方公

務員法ができてからまだ一年幾らしか経つていないのでありまして、これの施行の結果いさ／＼な問題が非常に複雑でございまして、選れておつたわけでございます。併し只今岡野大臣から申上げましたように、ただ場当りの扱いでなしに、行政運営の任にある者と、それから単に労働提供の任にある者との管理政策というものを根本的に考え直す必要があるんじゃないかという段階に立至つておるのでございまして、御指摘の御意見につきまして我々も御尤もな御意見だと考えておる次第でございまして。

○若木勝蔵君 その点は非常に重要でありますから十分一つ研究されまして、私は根本的な立場からこれを法的に活かしてもらいたい、こう考えております。その問題は別に、簡単に岡野国務大臣の御感想を伺いたたいは、まあ先ほど事務当局に承つたんでありますけれども、いわゆる地方公務員法の三十六条にある政治行為の制限の問題であります。これはたしか地方公務員法を制定する場合に非常に問題点になつたところであると思ふのでありまして、その後まあ現行法通りになりました。先般知事選挙あたりにはこれが適用されたわけでありまして、実際にございまして選挙をどういう方法でやるかというふうなことは、結局その選挙の選挙運動であるとかいふ、その方法自体にもありますけれども、それが非常に私は、国民のいわゆる政治意識を高めるとか或いは政治の民主化を図るとか、こういうふうな点において非常に重大な関連を持つものだと考えられるのであります。

○若木勝蔵君 選挙法が非常に重要であることは先般御指摘の通りでございまして、先般知事選挙あたりにはこれが適用されたわけでありまして、実際にございまして選挙をどういう方法でやるかというふうなことは、結局その選挙の選挙運動であるとかいふ、その方法自体にもありますけれども、それが非常に私は、国民のいわゆる政治意識を高めるとか或いは政治の民主化を図るとか、こういうふうな点において非常に重大な関連を持つものだと考えられるのであります。

○若木勝蔵君 選挙法が非常に重要であることは先般御指摘の通りでございまして、先般知事選挙あたりにはこれが適用されたわけでありまして、実際にございまして選挙をどういう方法でやるかというふうなことは、結局その選挙の選挙運動であるとかいふ、その方法自体にもありますけれども、それが非常に私は、国民のいわゆる政治意識を高めるとか或いは政治の民主化を図るとか、こういうふうな点において非常に重大な関連を持つものだと考えられるのであります。

○若木勝蔵君 選挙法が非常に重要であることは先般御指摘の通りでございまして、先般知事選挙あたりにはこれが適用されたわけでありまして、実際にございまして選挙をどういう方法でやるかというふうなことは、結局その選挙の選挙運動であるとかいふ、その方法自体にもありますけれども、それが非常に私は、国民のいわゆる政治意識を高めるとか或いは政治の民主化を図るとか、こういうふうな点において非常に重大な関連を持つものだと考えられるのであります。

○若木勝蔵君 選挙法が非常に重要であることは先般御指摘の通りでございまして、先般知事選挙あたりにはこれが適用されたわけでありまして、実際にございまして選挙をどういう方法でやるかというふうなことは、結局その選挙の選挙運動であるとかいふ、その方法自体にもありますけれども、それが非常に私は、国民のいわゆる政治意識を高めるとか或いは政治の民主化を図るとか、こういうふうな点において非常に重大な関連を持つものだと考えられるのであります。

そういふ面からみまして、在来の選挙に比べて、先般行われましたところの選挙は、非常に私はいわゆる公務員の政治行為の制限が非常に拡大というふうな言葉を私は用いていいと思ふのであります。拡大であるために、非常に火の消えたような選挙が行われておる。これが非常に私は、政治の民主化、いわゆる民主主義政治というふうな方面の発展に支障を来たしはしないか。こういうふうなことを考えておるのではありませんが、事実においても、北海道庁に勤めておる者が海を渡つて青森でなければ選挙運動ができませんというふうなこともあります。そういう点からみまして、岡野国務大臣といひまして、その選挙の後におきましてどういふふうな考えを持たれておるか。それをお伺いしたいのであります。

○国務大臣(岡野清素) 私は、この法律のいわゆる地方公務員法の三十六条以下の点でございまして、それによつて選挙がうまく行くか行かんかというふうなことに、ちよつと断定したしかねるのでございまして。ただ問題は、選挙は御承知の通り、お説のごとく、やはり公職選挙法なんかに非常に影響されますし、又甚だしくなれば選挙の日の天気台にもよるとかといつて、いろいろな材料がたさんあります。ですから、昨年の地方の選挙がどういふふうな結果が出たろうかというふうなことで、いろいろ法文の効果があるかないかという判断をすることはなかなかむずかしいことと思ひます。併し私が喜んでおりますことは、少くとも昨年の地方選挙の結果から見ますと、今までのに比べて住民の選

○若木勝蔵君 それでは全く我々の感想とは逆になるのであつて、これは政府としては当然そう言わなければならぬと思ふのであります。これは併し根本的に考えてみて、日本の将来から相当これは修正を要する条項だと思ふのでありますけれども、今後一つ十分研究を願いたい、こう考えております。非常な不満を持つてきたところのあれでありますから、その程度に……。

○委員(西郷吉之助) お諮りいたしますが、数日来、午後は今派遣議員を地方に派遣して関係上なか／＼開会が困難でございまして、今日は午後如何いたしますか。それでは今日地方から議員も歸つて参りますから、本日はこの程度で散会いたします。

午後零時四十分散会

五月二十二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、五大市を特別市に指定する法律案(衆)
一、地方自治法の一部を改正する法律案(衆)
一、五大市を特別市に指定する法律案(衆)

一、地方自治法の一部を改正する法律案（衆）

一、地方自治法の一部を改正する法律案（衆）

一、地方自治法の一部を改正する法律案（衆）

五大市を特別市に指定する法律案

五大市を特別市に指定する法律案
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十五条第二項の規定により五大市（京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市）を以下同じをそれぞれ特別市に指定する。

附則
この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 この法律は、地方自治法第二百六十五条第七項の規定により五大市のそれぞれの選挙人の賛否の投票に付するものとする。

3 前項の投票において、その過半数の同意を得られなかつた市があつたときは、その市は、五大市のうちから除かれるものとする。

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百六十五条第七項中「関係都道府県」を「関係の市又は特別市」に改める。

第二百七十一条第二項を削り、第三項中「区助役」を「区長及び区助役」に改め、第三項を第二項とし、以下順次一項ずつ繰り上げる。

以下順次一項ずつ繰り上げる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

五大市を特別市に指定する法律案

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十五条第二項の規定により五大市（京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市）を以下同じをそれぞれ特別市に指定する。

附則

この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 この法律は、地方自治法第二百六十五条第七項の規定により五大市のそれぞれの選挙人の賛否の投票に付するものとする。

3 前項の投票において、その過半数の同意を得られなかつた市があつたときは、その市は、五大市のうちから除かれるものとする。

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百六十五条第七項中「関係都道府県」を「関係の市又は特別市」に改める。

第二百七十一条第二項を削り、第三項中「区助役」を「区長及び区助役」に改め、第三項を第二項とし、以下順次一項ずつ繰り上げる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

地方自治法目次第三編中「第一章特別市」を第一章「削除」に改める。

第一条第三項中「特別市」を削る。

第三条第二項及び第三項中「及び特別市」を削る。

第二百五十五条第三項を削り、同条第四項を第三項とする。

第二百七十五条中「若しくは第二百五十五条第二項の市の区の事務所」を削る。

第二百七十五条の次に次の七条を加える。

第二百七十五条の二 第二百五十五条第二項の市の区に区長及び区助役一人を置く。

2 区長及び区助役は、事務吏員の中から第二百五十五条第二項の市の市長がこれを命ずる。

3 区長は、市長の定めるところにより、上司の指揮を受け、その主管の事務を掌理し部下の吏員を指揮監督する。

4 区助役は、区長の事務を輔佐し、区長に事故があるとき、又は区長が欠けたときその職務を代理する。

第二百七十五条の三 第二百五十五条第

二項の市の区に区収入役及び区副収入役各一人を置く。

2 区収入役及び区副収入役は、事務吏員の中から第二百五十五条第二項の市の市長がこれを命ずる。

3 第二百五十五条第二項の市の市長、助役、収入役、副収入役若しくは監査委員又は区長若しくは区助役と親子、夫婦又は兄弟姉妹の關係にある者は、区収入役又は区副収入役となることができない。

4 区収入役又は区副収入役は、前項に規定する關係を生じたときは、その職を失う。

5 第三項の規定は、区収入役及び区副収入役相互の間において区収入役又は区副収入役に、前項の規定は、区収入役及び区副収入役相互の間において区副収入役に適用する。

第二百五十五条の四 区収入役は、第二百五十五条第二項の市の収入役の命を受け、当該市の出納その他の会計事務並びに当該市の市長及び区長その他の吏員並びに当該市及び区の選挙管理委員会の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務に関する出納その他の会計事務を掌る。

2 第二百五十五条第二項の市の市長は、収入役の事務の一部を区収入役に委任させることができる。但し、当該市の出納その他の会計事務については、予め議会の同意を得なければならない。

3 区長は、市長の許可を得て、区収入役の事務の一部を区副収入役に委任させることができる。

4 前二項に定めるものを除く外、区収入役及び区副収入役の権限に關しては、市の収入役及び副収入役に関する規定を準用する。

第二百五十五条の五 第二百五十五条第二項の市の区に区出納員を置くことができる。

2 区出納員は、事務吏員の中から第二百五十五条第二項の市の市長がこれを命ずる。

3 区出納員は、区収入役の命を受け、出納事務を掌る。

第二百五十五条の六 前四條に定めるものを除く外、第二百五十五条第二項の市の区に吏員その他の職員を置き、区長の申請により、市長がこれを任免する。

2 前項の職員は、第二百五十五条第二項の市の職員とし、その定数は、条例でこれを定める。

3 第一項の吏員は、区長の命を受け、事務又は技術を掌る。

4 区長は、その権限に属する事務の一部を第一項の吏員に委任し又はこれをして臨時に代理させることができる。

第二百五十五条の七 第二百五十五条第二項の市の区に選挙管理委員会を置く。

2 前項の選挙管理委員会に關しては、第二編第七章第二節中市の選挙管理委員会に關する規定を準用する。

第二百五十五条の八 この法律に規定するものを除く外、第二百五十五条第二項の市に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第三編第一章を次のように改める。

第一章 削除

第二百六十四条から第二百八十条まで削除

第二百八十四条第一項中「並びに特別市」及び「及び特別市」を削る。

第二百八十六條第一項及び第二百九十二條中「及び特別市」を削る。

第二百九十四條第一項中「並びに特別市」を削る。

第二百九十五條中「市町村及び特別市の財産区にあつては都道府県知事、特別市の財産区にあつては特別市の市長は」を「都道府県知事は」に改め、「又は特別市」を削る。

附則第十條第一項中「及び特別市」及び同條第三項中「、特別市にあつては市長の定める局部」を削る。

附則第十三條中「若しくは特別市の市長」を削る。

附則第十四條中「、特別市」を削る。

附則第十六條第一項を削り、同條第二項中「特別市及び」を削り、同項を第一項とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二百六十五條を次のように改める。

第二百六十五條 削除

第二百六十七條第一項中「及び特別市」を削る。

第二百六十八條中「特別市若しくは」を削る。

3 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）

第三部 地方行政委員会会議録第三十七号 昭和二十七年五月二十二日【参議院】

の一部を次のように改正する。

第五十四條中「、特別市」及び「行政区」を削る。

4 地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「都道府県、」を「都道府県及び」に改め「及び特別市」を削る。

5 地方税法（昭和二十五年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「及び特別市、」若しくは「特別市、」若しくは「特別市税、」若しくは「特別市長」及び「若しくは、特別市吏員」を削る。

第二十四條、第百四十六條、第百七十九條、第二百十條、第二百九十六條、第三百四十八條第一項及び第二項第一号、第四百四十三條、第四百六十五條、第五百八十六條第二項及び第七百四十四條中「特別市」を削る。

第七百三十四條第一項及び第七百三十五條中「及び特別市は、」及び「又は特別市」を削る。

第七百三十七條中「特別市」及び「特別市の行政区」を削る。

6 地方財政平衡交付金法（昭和二十五年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第二條第二号中「特別市」を削る。

第五條第一項中「及び特別市の市長」及び「又は特別市」を削る。

第二十一條第二項を削り、同條第三項を第二項とする。

7 資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第五條第一号中「特別市、」を削る。

8 土地合帳法（昭和二十二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第三條第二項第一号及び第二号中「特別市」を削る。

第四十三條第一項中「又は特別市、」若しくは「特別市」及び「若しくはは特別市の市長」を削る。

9 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第一号中「特別市」を削る。

10 會計法（昭和二十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四十八條中「又は特別市」を削る。

11 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第七号、第四條第二項、第六條第五項及び第八條第一項中「又は特別市」を削る。

12 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四條中「特別市及び」を削る。

13 住民登録法（昭和二十六年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六條見出（特別市等の特例）を（特定の市に対する特例）に改め、同條中「特別市又は」を削る。

14 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第九十八條中「若しくは特別市」及び「又は特別市の市長」を削る。

15 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第百三十七條中「都道府県又は都道府県知事に關する規定は、特別市にあつては特別市又は特別市の長に、及び「特別市にあつては行政区に」を削る。

16 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第百二十七條中「若しくは特別市」及び「又は特別市の市長」を削る。

17 國土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項中「特別市」及び「行政区若しくは行政区長」を削る。

18 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第九十七條中「又は特別市」及び「又は特別市の市長」を削る。

19 地方自治庁設置法（昭和二十四年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第十二号中「及び特別市」を削る。

20 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第五十四号中「又は特別市」を削る。

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

地方自治法目次第三編中「第一章特別市」を「第一章 削除」に改める。

第一條第三項中「特別市」を削る。

第三條第二項及び第三項中「及び特別市」を削る。

第百五十五條第三項を削り、同條第四項を第三項とする。

第百七十五條中「若しくは第百七十五條第二項の市の区の事務所」を削る。

第百七十五條の次に次の七條を加える。

第百七十五條の二 第百五十五條第二項の市の区に区長及び区助役一人を置く。

2 区長及び区助役は、事務吏員の中から第百五十五條第二項の市の市長がこれを命ずる。

3 区長は、市長の定めるところにより、上司の指揮を受け、その主管の事務を掌理し部下の吏員を指揮監督する。

4 区助役は、区長の事務を補佐し、区長に事故があるとき、又は区長が欠けたときその職務を代理する。

- 第百七十五条の三 第百五十五条第二項の市の区に区収入役及び区副収入役各々一人を置く。
- 2 区収入役及び区副収入役は、事務吏員の中から第百五十五条第二項の市の市長がこれを命ずる。
- 3 第百五十五条第二項の市の市長、助役、収入役、副収入役若しくは監査委員又は区長若しくは区助役と親子、夫婦又は兄弟姉妹の關係にある者は、区収入役又は区副収入役となることができない。
- 4 区収入役又は区副収入役は、前項に規定する關係を生じたときは、その職を失う。
- 5 第三項の規定は、区収入役及び区副収入役相互の間において区収入役又は区副収入役に、前項の規定は、区収入役及び区副収入役相互の間において区副収入役に適用する。
- 第百七十五条の四 区収入役は、第百五十五条第二項の市の収入役の命を受け、当該市の出納その他の会計事務並びに当該市の市長及び区長その他の吏員並びに当該市及び区の選挙管理委員会の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務に関する出納その他の会計事務を掌る。
- 2 第百五十五条第二項の市の市長は、収入役の事務の一部を区収入役に委任させることができる。但し、当該市の出納その他の会計事務については、予め議会の同意を得なければならない。
- 3 区長は、市長の許可を得て、区収入役の事務の一部を区副収入役に委任させることができる。
- 4 前二項に定めるものを除く外、区収入役及び区副収入役の権限に關しては、市の収入役及び副収入役に関する規定を準用する。
- 第百七十五条の五 第百五十五条第二項の市の区に区出納員を置くことができる。
- 2 区出納員は、事務吏員の中から第百五十五条第二項の市の市長がこれを命ずる。
- 3 区出納員は、区収入役の命を受け、出納事務を掌る。
- 第百七十五条の六 前四条に定めるものを除く外、第百五十五条第二項の市の区に吏員その他の職員を置き、区長の申請により、市長がこれを任免する。
- 2 前項の職員は、第百五十五条第二項の市の職員とし、その定数は、条例でこれを定める。
- 3 第一項の吏員は、区長の命を受け、事務又は技術を掌る。
- 4 区長は、その権限に属する事務の一部を第一項の吏員に委任し又はこれをして臨時に代理させることができる。
- 第百七十五条の七 第百五十五条第二項の市の区に選挙管理委員会を置く。
- 2 前項の選挙管理委員会に關しては、第二編第七章第二節中市の選挙管理委員会に關する規定を準用する。
- 第百七十五条の八 この法律に規定するものを除く外、第百五十五条第二項の市に關し必要な事項は、政令でこれを定める。
- 第三編第一章を次のように改める。
- 第一章 削除
- 第百六十四条から第百八十条まで 削除
- 第百八十四条第一項中「並びに特別市」及び「及び特別市」を削る。
- 第百八十六条第一項及び第百九十二条中「及び特別市」を削る。
- 第百九十四条第一項中「並びに特別市」を削る。
- 第百九十五条中「市町村及び特別市の財産区にあつては都道府県知事、特別市の財産区にあつては特別市の市長は」を「都道府県知事は」に改め、「又は特別市」を削る。
- 附則第十条第一項中「及び特別市」及び同条第三項中「特別市」にあつては市長の定める局部」を削る。
- 附則第十三条中「若しくは特別市の市長」を削る。
- 附則第十四条中「特別市」を削る。
- 附則第十六条第一項を削り、同条第二項中「特別市及び」を削り、同項を第一項とする。
- 附則
- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。
- 第百六十五条を次のように改める。
- 第百六十五条 削除
- 第百六十七條第一項中「及び特別市」を削る。
- 第百六十八條中「特別市若しくは」を削る。
- 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。
- 第五十四條中「特別市」及び「行政区」を削る。
- 地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。
- 第七條第一項中「都道府県」を「都道府県及び」に改め「及び特別市」を削る。
- 地方税法（昭和二十五年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。
- 第一條第一項中「及び特別市、若しくは特別市」若しくは「特別市市長」及び「若しくは特別市市長」を削る。
- 第二十四條、第百四十六條、第百七十九條、第二百十條、第二百九十六條、第三百四十八條第一項及び第二項第一号、第四百四十三條、第四百六十五條、第五百八十六條第二項及び第七百四十四條中「特別市」を削る。
- 第七百三十四條第一項及び第七百三十五條中「及び特別市は」及び「又は特別市」を削る。
- 第七百三十七條中、特別市及び「特別市の行政区」を削る。
- 地方財政平衡交付金法（昭和二十五年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。
- 第二條第二号中「特別市」を削る。
- 第五條第一項中「及び特別市の市長」及び「又は特別市」を削る。
- 第二十一條第一項を削り、同条第三項を第二項とする。
- 7 資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。
- 第五條第一号中「特別市」を削る。
- 8 土地合帳法（昭和二十二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。
- 第三條第二項第一号及び第二号中「特別市」を削る。
- 第四十三條第一項中「又は特別市」若しくは「特別市」及び「若しくは特別市の市長」を削る。
- 9 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
- 第三條第一号中「特別市」を削る。
- 10 會計法（昭和二十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。
- 第四十八條中「又は特別市」を削る。
- 11 予算執行職員等の責任に關する法律（昭和二十五年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。
- 第一條第一項第七号、第四條第二項、第六條第五項及び第八條第一項中「又は特別市」を削る。
- 12 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。
- 第四條中「特別市及び」を削る。
- 住民登録法（昭和二十六年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。
- 第二十六條見出（特別市等の特

例)を(特定の市に対する特例)に改め、同条中「特別市又は」を削る。

14 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第九十八条中「若しくは特別市」及び「又は特別市の市長」を削る。

15 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第三百三十七条中「都道府県又は都道府県知事に関する規定は、特別市にあつては特別市又は特別市の長に、及び「特別市にあつては行政区に、」を削る。

16 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二百二十七条中「若しくは特別市」及び「又は特別市の市長」を削る。

17 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「特別市」及び「行政区若しくは行政区長」を削る。

18 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第九十七条中「又は特別市」及び「又は特別市の市長」を削る。

19 地方自治庁設置法(昭和二十四年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第五十二条中「及び特別市」を削る。

20 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十四条中「又は特別市」を削る。

昭和二十七年十一月八日印刷

昭和二十七年十一月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局